

富山労働局
令和2年12月1日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局雇用環境・均等室

室長 山口 覚史

室長補佐 竹内 睦美

電話 076-432-2740

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～

今般、労働施策総合推進法等において、事業主に対してパワーハラスメント防止対策の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が規定され、令和2年6月1日から施行されたところです（中小企業は令和4年4月1日から義務化）。（資料1）

厚生労働省では12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、改正法の周知と併せて、ハラスメントのない職場づくりを推進していくこととしています。

富山労働局（局長 杉 良太）においても、本月間中にハラスメント対応特別相談窓口を開設し、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等を理由とするハラスメント、パワーハラスメント等について労働者や企業からの相談に対応します。

ハラスメント対応特別相談窓口の開設

期 間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月28日(月)

相談窓口 富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076(432)2740

(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)

時 間 8時30分～17時15分 ※土日祝を除く

資料1 「2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます」

参考資料 ハラスメントに関する相談の状況